平成30年度　地域における公益的な取組みを考える学習会

「福祉サービス利用援助事業」の取組みについて
～ 実践報告 ～

H30.10.5（Fri）

社会福祉法人 晃裕会
稲富　裕幸

１．実施した経緯（きっかけ）

グループホーム
青葉の郷

小規模多機能ホーム
花園の家

就労継続支援B型
青葉の杜

認知症対応型
デイサービス花園

・法改正を契機に「地域の公益的な取り組み」について検討していたところ千歳市社協が呼びかけた「情報交換会」で福祉サービス利用援助事業の紹介があった。

・法人運営に過度な負担がなくできる社会貢献の活動であると判断し、実施することとした。

2．法人内の実施体制

写真右　支援専門員　稲富（施設長）
写真左　生活支援員　長岡（生活支援員）

【実施前の懸念事項】
- 担当職員の選任（金銭を扱う支援は誰でも良いわけではない）
- 業務負担の程度

【実施時の状況】
- 年齢、経験年数や勤務態度等を考慮して専門職の倫理要綱を理解し、責任感のある職員を選任。
- 専門員業務は「施設長」、生活支援員業務は「生活支援員」と分担。

→　牽制機能の体制作り

３．通常業務への影響

【実際に実施した感想など】

- **月1回1時間程度の支援。**
- **普段の業務に大きな影響はなかった。**

  → イレギュラー的なことがあると支援にかかる時間は増える

- **関わる社会資源の幅が広がり担当職員のスキルアップや知見の広がりが見てとれ、本来業務への好影響がうかがえる。**

４．千歳市社協との係わり（連携）

・支援の内容、方向性に迷う場合には社協の担当者に都度、意見やアドバイスをいただいている

・同事業を実施する市社協と法人・施設の連携・情報共有の場への出席

・市社協主催の生活支援員研修会への出席

５．実施して良かった点

•社会貢献事業の取組みを実感

　法人として社会貢献事業を実施しているという実感があり、取り組んで良かった。

•職員の知識や経験の蓄積

　生活支援員にとっては少なからず業務負担が増えることになるが、地域で暮らす高齢者の実情を理解し、支援を通して生活支援員の知見が広がるなど、支援に付随した有益な知識や経験ができることはとても良い。

６．課題になった点

- 法人・施設向けの事務手続き等のマニュアルの必要性

- 実際に行った手続き

①定款変更を伴うため、理事会・評議員会の開催・決議
②法務局への定款変更申請
③所轄庁への定款変更申請
④振興局への「福祉サービス利用援助事業」の開始届

※①～④の事務手続きで時間と労力を要した

7．総括（法人が社会貢献することについて）

・非課税法人であるに足る明確でわかりやすい社会貢献（地域における公益的な取組）の実施が社会福祉法人の存在意義を高め、世間の好意的な認知につながるのではないか？

・法人が社会貢献を行うことで費やす「時間、人員、労力、お金」よりも社会貢献を実施することで得られる「人とのつながり、経験の蓄積、精神的な成長」等の法人（個人）としてのメリットの方が大きいかもしれません。